

「 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う電話再診について 」

令和 2 年 2 月 28 日付の厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者について当該慢性疾患に関する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくする為に電話・情報通信機器による診察による医薬品の処方が認められました。

◎電話再診での再診・処方箋発行の対象となる方

- ・定期的な診察があり、次回の診察を電話で受けたい方

※対象となるお薬は定期処方されているお薬になります。

※症状が安定しない方や医師に相談のある方は、電話再診対象外です。

初診の方は対象外になります。

◎電話再診の流れ

1. 取りに行かれる薬局の名と電話番号を準備する。
(薬の取扱いがあるか事前に聞いておくによりスムーズです。)
2. 主治医の診察日の診察時間内に電話をする。
3. 事務に薬局の名前と電話番号をお伝えする。
4. 医師と電話でお話し(診察)をする。
(処方箋を当院より薬局へ FAX します。)
5. 薬局に電話をして、薬の準備が出来たか確認をする。
(薬の受取方法は薬局と相談して下さい。)
6. 次回、病院にご来院された際に、診療費のお支払をお願い致します。

ご連絡先

電話番号：092-731-2345 (代表)

平日(月～金) 9:00～17:30

土 9:00～12:30

*上記時間以外でのお問い合わせに関しては、対応出来かねますのでご了承下さい。